

千葉県消費者センター管理規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 規則改正の趣旨

消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活相談を行う日時を規定するものです。

また、本法の一部改正に伴い、千葉県消費者センター設置管理条例に組織及び運営等に関する事項を規定するための改正を2月定例県議会に提案しているところであり、本条例の改正内容に合わせて表題の改正等所要の改正を行うものです。

2 規則改正の内容

(1) 消費者安全法の一部改正に伴うもの

消費生活相談を行う日時を規定します。(第4条)

(月曜日～金曜日：午前9時～午後4時30分、土曜日：午前9時～午後4時)

なお、現在の相談日時からの変更はありません。

(2) 千葉県消費者センター設置管理条例の改正に伴うもの

表題、規則制定の趣旨(第1条)、委任規定(第5条)

3 施行期日

平成28年4月1日(予定)

※改正消費者安全法及び千葉県消費者センターの設置等に関する条例(案)の施行日と同日